群馬県	五　法第八条の規定による決定の通知
埼玉県	六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知
千葉県	七　法第十二条の規定による状況報告の受理
東京都	八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知
新潟県	九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知
富山県	十　法第十四条の規定による実績報告の受理
石川県	十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知
福井県	十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知
山梨県	十三　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知
長野県	十四　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知
岐阜県	十五　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
静岡県	十六　法第二十三条第一項の規定による立入検査等
愛知県	
三重県	
滋賀県	
大阪府	
兵庫県	
奈良県	
和歌山県	
鳥取県	
島根県	
岡山県	
広島県	
山口県	
徳島県	
香川県	
高知県	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	
沖縄県	
京都府	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 三　法第十二条の規定による状況報告の受理 四　法第十四条の規定による実績報告の受理
愛媛県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び通知 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十三　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十四　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十五　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知

○厚生労働省告示第二百八十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十六日　　厚生労働大臣　長妻　昭

第二号に次のように加える。

リ　レナリドミド水和物（再発又は難治性の多発性骨髄腫の患者に投与するものに限る。）

○農林水産省経済産業省告示第一号

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十五条第一項の規定に基づき、中部大阪商品取引所の上場商品及び上場商品指数の範囲の変更に係る定款の変更の認可を行ったので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年七月十六日

農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行